

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月31日

佐賀県人事委員会委員長 坂本 洋介

佐賀県人事委員会規則第29号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後					
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）					
組織		職		区分	組織		職		区分	
知事	本庁	略				知事	本庁	略		
		産業労働部	企業立地統括監	1種	産業労働部			企業立地統括監	1種	
			<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>	<u>2種</u>						再生可能エネルギー総括監
			再生可能エネルギー総括監	2種				再生可能エネルギー総括監	2種	
		略	略		略	略				
	略					略				
略					略					

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。